

## 2. 耐震性能に関する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2）に係る仕様

### 2.1 一般事項

#### 2.1.1 総 則

1. 優良住宅取得支援制度における耐震性能に関する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2）に適合する住宅の仕様はこの項による。

2. 本項において、アンダーライン「\_\_\_\_\_」付された項目事項は、優良住宅取得支援制度における耐震性能に関する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2）に係る仕様であるため、当該部分の仕様以外とする場合は、公庫の認めたものとする。

#### 2.1.2 基本原則

1. 許容応力度等計算、限界耐力計算、又は枠組壁工法の建築物における壁量計算等により、住宅性能表示制度「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）等級2」以上の耐力を確保することとする。

#### 2.1.3 構造計算等

1. 3階建ての住宅は建築基準法及び住宅性能表示制度「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」1-1(3)イ又はロに基づく構造計算により、構造耐力上の安全性を確認した上で仕様を決めるものとする。
2. 階数が2以下の住宅は建築基準法及び住宅性能表示制度「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」1-1(3)イ又はロに基づく構造計算、もしくは、ホに基づく枠組壁工法の建築物における壁量計算等により、構造耐力上の安全性を確認した上で仕様を決めるものとする。

### 用語

耐震性能に関する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2）に係る仕様 平成12年に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準及び評価方法基準（以下「性能表示基準」という。）の「耐震等級」が示されたが、本項では、このうち「構造躯体の倒壊等防止」の「等級2」に対応した耐震性能を有した仕様を示しているものである。なお、各仕様を決定するに際し、前提条件として、以下①～③のいずれかの構造計算等を行うことが必要である。

①性能表示制度「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」1-1(3)イに基づく構造計算建築基準法施行令第82条の6に規定する限界耐力計算による構造計算をいう。

②性能表示制度「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」1-1(3)ロに基づく構造計算建築基準法施行令第3章第8節第1款の2の規定による次の構造計算をいう。なお、これらは一般的に「許容応力度等計算」と呼ばれている。

イ 許容応力度計算：令第82条第1号から第3号まで

ロ 層間変形角の計算：令第82条の2

ハ 剛性率・偏心率等の計算：令第82条の3

ニ 保有水平耐力の計算：令第82条の4

※令第82条第4号（変形等による使用上の支障防止の確認の計算）及び、同第82条の5（屋根ふき材等の構造計算）は、建築基準法上の「許容応力度等計算」には含まれるが、性能表示基準上では除外されている。

③性能表示制度「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」1-1(3)ホに基づく壁量計算等性能表示基準において掲げる「枠組壁工法の建築物における基準」に定められる方法により基準に適合することをいい、建築基準法関係諸規定に適合する他、次のいずれかに適合していることをいう。

イ 平成13年度国土交通省告示第1540号（以下「告示」という）第9第2号または、第3号の規定により定める構造計算により、安全性が確かめられること。ただし、令82条第2号の表はKの値に1.25以上の数字を乗じるものとする。

ロ 告示第5第5項の規定に適合しており、かつ、次の基準に適合していることをいう。ただし、同号中、「次の表一」は「評価方法基準第5の1-1(3)ニ①の表2」とする。

(a) たて枠上下端の接合部に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えていないことを、当該接合部の周囲の耐力壁の種類および配置を考慮して確認すること。

(b) 常時または積雪時に建物に作用する固定荷重および積載荷重並びに積雪時に建物に作用する積雪荷重による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力および風圧力に対し上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎、その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量および間隔が設定されていること。

### 2.2 基 础

1. 平屋建又は2階建の基礎工事は、II-3.4（平屋建又は2階建の基礎工事）の項による。
2. 3階建の基礎工事は、II-15.2（基礎工事）の項による。

2.3 耐力壁	1. 平屋建又は2階建の耐力壁は、II-4.10.1(耐力壁)の項による。 2. 3階建の耐力壁は、II-15.5.1(耐力壁)の項による。
2.4 床組等	1. 平屋建又は2階建ての床組等は、II-4.9(平屋建又は2階建の床枠組)及びII-4.12(平屋建又は2階建の小屋組)の項による。 2. 3階建の水平構面は、II-15.4(床枠組)及びII-15.6(小屋組)の項による。
2.5 接合部	1. たて枠上下端の接合部に必要とする引張力が、当該部分の引張力を超えていないことを周囲の耐力壁の配置等を考慮して確認した上で仕様を決めるものとする。
2.6 横架材	1. 小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量及び間隔については、構造計算又はスパン表等により、常時または積雪時に作用する固定荷重及び積載荷重並びに積雪時に建築物に作用する積雪荷重による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張り力に対して、基礎の体力が十分であることを確かめること。

### 用語

**床組等** 耐力壁線で挟まれる床の床組又は屋根の小屋組及び屋根面(1階にあっては2階の床の床組又は1階の屋根の小屋組及び屋根面を、2階にあっては2階の屋根の小屋組及び屋根面)について、この仕様書においては、「床組等」と呼ぶこととする。

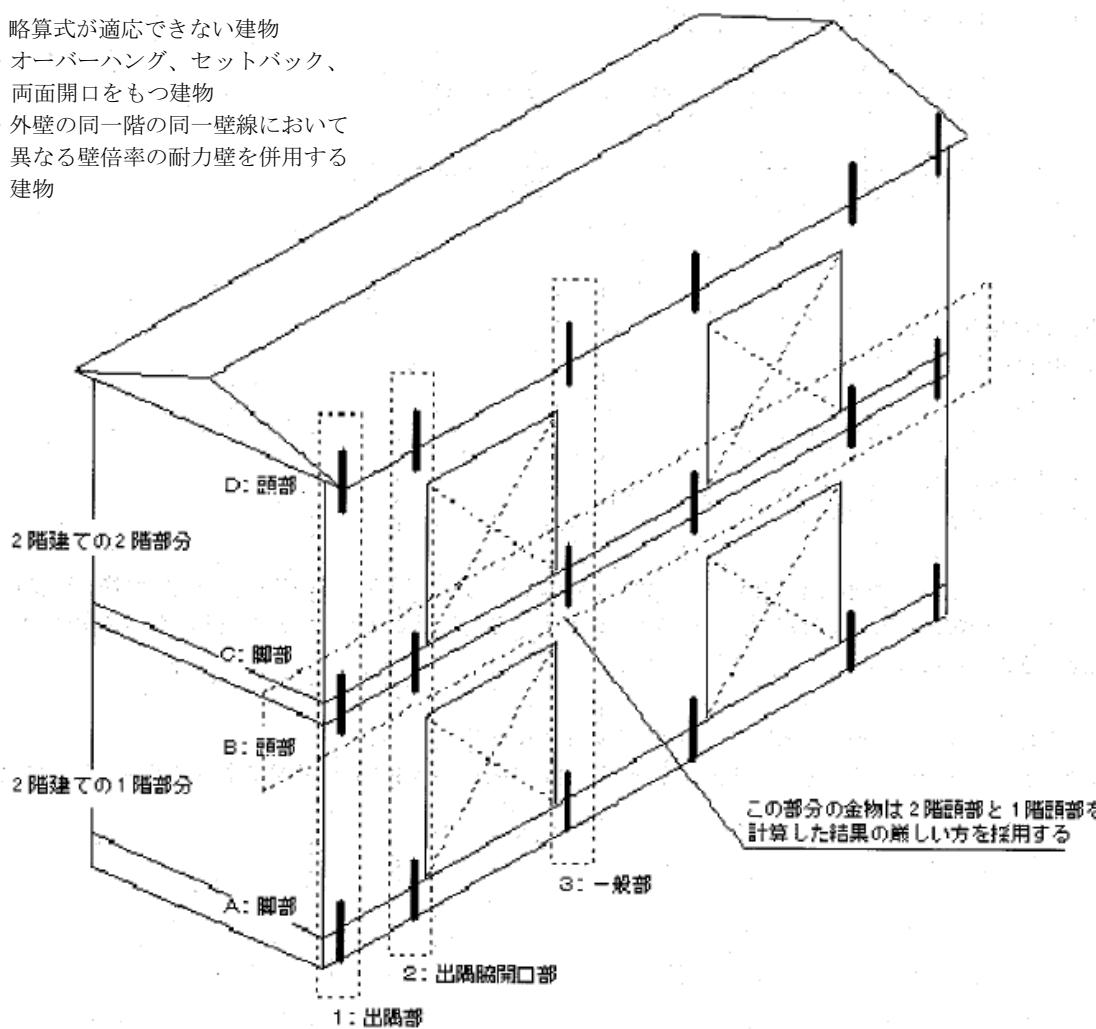
### 留意事項

#### たて枠上下端の接合部に必要とする引張力の確認

##### たて枠上下端の必要接合部倍率略算式

注) 略算式が適応できない建物

- ・オーバーハング、セットバック、両面開口をもつ建物
- ・外壁の同一階の同一壁線において異なる壁倍率の耐力壁を併用する建物



<2階建の2階及び平屋部分>

出隅部脚部	$: N1C \geq \frac{3}{4} \cdot A2 - NL2$
出隅部頭部	$: N1D \geq \frac{5}{27} \cdot A2 - \frac{3}{4} \cdot NL2$
出隅脇開口部脚部	$: N2C \geq \frac{5}{9} \cdot A2 - \frac{3}{4} \cdot NL2$
出隅脇開口部頭部	$: N2D \geq \frac{1}{2} \cdot A2 - NL2$
一般部脚部	$: N3C \geq \frac{4}{9} \cdot A2 - NL2$
一般部頭部	$: N3D \geq \frac{80}{189} \cdot A2 - NL2$

<2階建の1階部分>

出隅部脚部	$: N1A \geq \frac{3}{4} (A1 + \frac{7}{9} \cdot A2) - NL1$
出隅部頭部	$: N1B \geq \frac{1}{4} (\frac{20}{27} \cdot A1 - \frac{7}{54} \cdot A2) - \frac{3}{4} \cdot NL1$
出隅脇開口部脚部	$: N2A \geq \frac{3}{4} (\frac{20}{27} \cdot A1 - \frac{7}{54} \cdot A2) - \frac{3}{4} \cdot NL1$
出隅脇開口部頭部	$: N2B \geq \frac{1}{2} (A1 + \frac{7}{9} \cdot A2) - NL1$
一般部脚部	$: N3A \geq \frac{3}{5} (\frac{20}{27} \cdot A1 + \frac{35}{54} \cdot A2) - NL1$
一般部頭部	$: N3B \geq \frac{4}{7} (\frac{20}{27} \cdot A1 + \frac{77}{135} \cdot A2) - NL1$

上記の式において

N : 必要接合部倍率

A1 : 1階の壁倍率

A2 : 2階の壁倍率

2×4工法の鉛直荷重による押さえの効果を表す係数

NL1 : 1階の出隅は1.36、一般部は1.09

NL2 : 2階の出隅は0.76、一般部は0.45

なお、上記簡略式では1階の耐力壁の頭部と2階の耐力壁の脚部とを分けて計算しているが、一般的な枠組壁工法の場合、2階の脚部と1階の頭部は同じ金物が設置されるため、双方の計算結果を比較した上でいずれかの倍率の大きい金物の使用を決定することとなる。

上記による式から得られた接合部倍率を表にまとめると次のようになる。

ただし耐力壁の浮き上がり及び鉛直荷重による押さえ効果は頭部に振り分けることはせずにすべて脚部において負担するものとしている。

〈外壁用〉 壁倍率を 4.5 若しくは 5.0 とした場合

階	位置	壁倍率 4.5	壁倍率 5.0	備考
2 階 脚部	出隅部 N1C	2.62	3.00	
	出隅脇開口脇 N2C	2.64	3.08	1 階出隅頭部による
	一般部 N3C	2.29	2.66	1 階一般部頭部による
2 階 頭部	出隅部 N1D	0.26	0.36	
	出隅脇開口脇 N2D	1.50	1.75	
	一般部 N3D	1.45	1.66	
1 階 脚部	出隅部 N1A	4.64	5.31	
	出隅脇開口脇 N2A	1.04	1.27	
	一般部 N3A	2.67	3.08	

〈内壁用〉 1.5~5.0 とした場合

階	位置	壁倍率 1.5	壁倍率 2.0	壁倍率 2.5	壁倍率 3.0
2 階 脚部	端部	--- (-0.91)	--- (-0.41)	0.09	0.59
	端部開口脇	--- (-0.70)	--- (-0.33)	0.04	0.41
	一般部	--- (-0.35)	0.02	0.39	0.76
1 階 脚部	端部	--- (-1.99)	--- (-1.17)	--- (-0.36)	0.46
	端部開口脇	--- (-2.41)	--- (-2.10)	--- (-1.79)	--- (-1.49)
	一般部	--- (-1.93)	--- (-1.31)	--- (-0.69)	--- (-0.07)

階	位置	壁倍率 3.5	壁倍率 4.0	壁倍率 4.5	壁倍率 5.0
2 階 脚部	端部	1.09	1.59	2.09	2.59
	端部開口脇	0.79	1.16	1.53	1.90
	一般部	1.13	1.50	1.87	2.24
1 階 脚部	端部	1.27	2.09	2.90	3.72
	端部開口脇	--- (-1.18)	--- (-0.88)	--- (-0.57)	--- (-0.27)
	一般部	0.55	1.17	1.79	2.41

たて枠上下端の接合部仕様及び接合部倍率表

金物記号	継手及び仕口の構造方法	接合部倍率
-	CN90×2本 CN75・BN90・CN65・BN75×3本 BN65×4本 上記いずれかにより緊結	0.00
帶金物 ( S-45 )	帶金物 (S-45) を用い双方の部材にそれぞれ長さ6.5cmの太め鉄丸くぎ (ZN65) 3本平打ちしたもの、又はこれと同等以上の接合方法としたもの	0.55
かど金物 ( CP-L )	かど金物 (厚さ 2.3mm の L 字型の鋼板添え板) を用い、双方の部材にそれぞれ長さ 6.5cm の太め鉄丸くぎ (ZN65) を 5 本平打ちしたもの	0.65
かど金物 ( CP-T )	かど金物 (厚さ 2.3mm の T 字型の鋼板添え板) を用い、双方の部材にそれぞれ 6.5cm の太め鉄丸くぎ (ZN65) を 5 本平打ちしたもの	1.00
帶金物 ( S-65 ) ( S-90 )	帶金物 (S-65) を用い双方の部材にそれぞれ長さ6.5cmの太め鉄丸くぎ (ZN65) 6本平打ちしたもの、若しくは、帶金物 (S-90) を用い双方の部材にそれぞれ長さ4.0cmの太め鉄丸くぎ (ZN40) 6本平打ちしたもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの	1.10
帶金物×2 ( S-45×2 )	帶金物 (S-45) を2組用いたもの、又はこれと同等以上の接合方法としたもの	1.10
帶金物 ( SW-67 )	帶金物 (SW-67) を用い双方の部材にそれぞれ長さ 6.5cm の太め鉄丸くぎ (ZN65) 6 本平打ちしたもの 12 本平打ちしたもの、又はこれと同等以上の接合方法としたもの	1.80
10 kN 用 引き寄せ金物 (HD-B10)	ホールダウン金物 (厚さ 3.2mm の鋼板添え板) を用い、一方の部材に対して六角ボルト (M12) 2本、他方の部材に対して当該ホールダウン金物に止め付けた六角ボルト (M16) を介して緊結したもの又はこれと同等の接合方法としたもの	1.80
帶金物×2 ( S-65×2 ) ( S-90×2 )	帶金物 (S-65) を2組用いたもの、又はこれと同等以上の接合方法としたもの	2.30
15 kN 用 引き寄せ金物 (HD-B15)	ホールダウン金物 (厚さ3.2mmの鋼板添え板) を用い、一方の部材に対して六角ボルト (M12) 3本、他方の部材に対して当該ホールダウン金物に止め付けた六角ボルト (M16) を介して緊結したもの又はこれと同等の接合方法としたもの	2.80
20 kN 用 引き寄せ金物 (HD-B20)	ホールダウン金物 (厚さ3.2mmの鋼板添え板) を用い、一方の部材に対して六角ボルト (M12) 4本、他方の部材に対して当該ホールダウン金物に止め付けた六角ボルト (M16) を介して緊結したもの又はこれと同等の接合方法としたもの	3.70
25 kN 用 引き寄せ金物 (HD-B25)	ホールダウン金物 (厚さ3.2mmの鋼板添え板) を用い、一方の部材に対して六角ボルト (M12) 5本、他方の部材に対して当該ホールダウン金物に止め付けた六角ボルト (M16) を介して緊結したもの又はこれと同等の接合方法としたもの	4.70

(HD-B15×2)	15kN引き寄せ金物を2組用いたもの	5.60
(HD-B20×2)	20kN引き寄せ金物を2組用いたもの	7.50
あおり止め金物 ( TS )	あおり止め金物 ( TS ) を用い双方の部材にそれぞれ長さ4.0cmの太め鉄丸くぎ (ZN40) 4本平打ちしたもの、又はこれと同等以上の接合方法としたもの	0.76
あおり止め金物 ( TW-30 )	あおり止め金物 ( TW-30 ) を用い双方の部材にそれぞれ長さ4.0cmの太め鉄丸くぎ (ZN40) を、5本平打ちしたもの、又はこれと同等以上の接合方法としたもの	0.95
あおり止め金物×2 ( TS×2 )	あおり止め金物 ( TS ) を用い双方の部材にそれぞれ長さ4.0cmの太め鉄丸くぎ (ZN40) 4本平打ちしたものと2組用いたもの、又はこれと同等以上の接合方法としたもの	1.52
あおり止め金物×3 ( TS×3 )	あおり止め金物 ( TS ) を用い双方の部材にそれぞれ長さ4.0cmの太め鉄丸くぎ (ZN40) 4本平打ちしたものと3組用いたもの、又はこれと同等以上の接合方法としたもの	2.28
あおり止め金物×2 ( TW-30×2 )	あおり止め金物 ( TW-30 ) を用い双方の部材にそれぞれ長さ4.0cmの太め鉄丸くぎ (ZN40) を、5本平打ちしたものと2組用いたもの、又はこれと同等以上の接合方法としたもの	1.90
あおり止め金物×3 ( TW-30×3 )	あおり止め金物 ( TW-30 ) を用い双方の部材にそれぞれ長さ4.0cmの太め鉄丸くぎ (ZN40) を、5本平打ちしたものと3組用いたもの、又はこれと同等以上の接合方法としたもの	2.85

**出典**：発行 2000年12月1日発行

社団法人 日本ツーバイフォー建築協会

「〈枠組壁工法住宅〉性能表示制度における構造の安定に関する基準解説書」

### 3. バリアフリー性能に関する基準（高齢者等配慮対策等級3）に係る仕様

#### 3.1 一般事項

##### 3.1.1 総則

1. 優良住宅取得支援制度におけるバリアフリー性能に関する基準（高齢者等配慮対策等級3）に適合する住宅の仕様は、この項による。
2. 本項において、アンダーライン「\_\_\_\_\_」の付された項目事項は、優良住宅取得支援制度におけるバリアフリー性能に関する基準（高齢者等配慮対策等級3）に係る仕様であるため、当該部分の仕様以外とする場合は、公庫の認めたものとする。

#### 留意事項

バリアフリー性能に関する基準（高齢者等配慮対策等級3）に係る仕様 「住宅の品質確保の促進に関する法律」（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく「日本住宅性能表示基準」（平成13年国土交通省告示第1346号）が定められ、「高齢者等配慮対策等級（専用部分）」（以下、「性能表示基準」という。）における新築住宅の各等級の水準は下記のとおり定められている。本項は、このうちの「等級3」に対応した仕様を示しているものである。

等級	講じられた対策
等級5	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置が講じられていること b 介助が必要となった場合を想定し、介功用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられていること
等級4	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に配慮した措置が講じられていること b 介助が必要となった場合を想定し、介功用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられていること
等級3	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること b 介助が必要となった場合を想定し、介功用車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置が講じられていること
等級2	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること
等級1	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための建築基準法に定める措置が講じられていること

上表における用語の定義

「移動等」：水平移動、垂直移動、姿勢の変化及び寄りかかりの各行為をいう。

「介助行為」：介功用車いすの通行の補助、浴室における浴槽への出入り及び体の洗浄、寝室における介功用車いすからベッドへの移乗並びに便所における介功用車いすから便器への移乗、衣服の着脱及び排泄後の処理の各動作をいう。

「基本生活行為」：日常生活空間で行われる排泄、入浴、整容、就寝、食事、移動その他これらに伴う行為をいう。

「日常生活空間」：高齢者等の利用を想定する主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。）、食事室及び特定寝室がある階（地上階のうち、最も低い位置にある階を除く。）にあるバルコニー、特定寝室がある階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ経路をいい、これらの各室及び当該経路が2以上ある場合にあっては、高齢者が主に使用するものとする。

### 3.2 部屋の配置

#### 3.2.1 部屋の配置 特定寝室がある階には、便所を配置する。

#### 用語

**特定寝室** 高齢者が利用する寝室及び高齢者がいない場合で入居者が将来高齢化した場合などに利用予定の居室をいう。

#### 留意事項

**部屋の配置** 高齢期には身体機能が弱化するため、特定寝室と便所、洗面所、居間、食事室等の日常生活に最低限必要な空間は可能な限り同一階に配置することが望ましい。

このうち、便所については使用頻度が高齢期には多くなることや夜間の使用の安全性の点から優先度が最も高いとされているため、最低限必要な基準として特定寝室と便所の同一階設置を要件としている。

なお、便所を複数設置する場合、最低1か所が高齢者等の寝室と同一階に設置されていることが必要である。

### 3.3 住戸内の段差の解消

#### 3.3.1 段差の解消 1. 日常生活空間内の床は、段差のない構造（仕上がり5mm以下の段差が生じるものを含む）とすること。ただし、次のイ～ホに掲げる部分にあってはこの限りでない。

イ. 玄関の出入口の段差においては、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下とする。

ロ. 勝手口その他の開口部の出入口及び上がりかまちの段差

ハ. 玄関の上がりかまちの段差

二. 浴室の出入口の段差においては、20mm以下の単純段差とする、又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置する。

ホ. バルコニーの出入口の段差

#### 2. 居室の部分の床のうち次のイ～ホに掲げる全てに適合するものとその他の部分の床との間に、300mm以上450mm以下の段差を設けることができるものとする。

イ. 介助用車いすの移動の妨げとならない位置にあること

ロ. 面積が3m<sup>2</sup>以上9m<sup>2</sup>（当該居室の面積が18m<sup>2</sup>以下の場合にあっては、当該面積の1/2）未満であること

ニ. 間口（工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）が1,500mm以上であること

ホ. その他の部分の床より高い位置にあること

#### 3. 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次のイ～ヘに掲げる部分にあってはこの限りでない。

イ. 玄関の出入口の段差

ロ. 玄関の上がりかまちの段差

ハ. 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差

ニ. バルコニーの出入口の段差

ホ. 浴槽出入口の段差

ヘ. 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差

#### 3.3.2 床 枠 組 床枠組による和室と廊下・洋室等との段差の解消方法は、次のいずれかによる。

イ. すべての範囲の床下張りを同一レベルで張り、和室以外の部分を二重床にする。

ロ. 1階に限り、和室の床根太とその他の部分の床根太の寸法型式を変え、床仕上げ面の段差を解消する。

ハ. その他、水平構面の剛性に十分配慮した方法で、特記による。

#### 3.3.3 床 板 張 り 洋室と廊下等との床仕上げ面の取合いは、次による。

- イ. 開き戸のくつずりには戸当たりを設けないものとする。
- ロ. 出入口両側の床仕上げ材の厚さが異なる場合は、仕上げ材の下に調整材等を敷いて段差を解消するとともに、取合い部に床見切り枠等を設ける。

#### 留意事項

**段差のない構造** 「段差のない構造」とは、和室と廊下、和室と洋室及び居室の出入口等に生じる段差を、仕上がり寸法で5mm以内に納める構造をいう（参考図3.3.1参照）。仕上がり寸法で5mm以内の段差とするには、施工誤差等を考慮し、設計寸法ではより小さい段差としておくなどの配慮が必要である。

住宅内の段差は、転倒による事故原因になるだけでなく、万一の車いすを使用した生活時にも障害になる部分である。

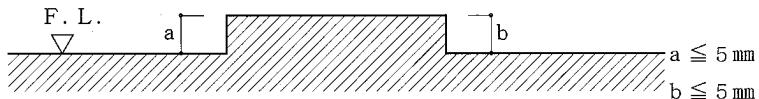
住宅内の段差のうち、最も事故の原因となりやすいのは、和室と洋間・廊下との間に生じる数センチの段差である。この段差は確認しづらい段差であり、つまずく原因となりやすいため、あらかじめ解消しておくことが重要な対策となる。

食事室については、高齢者等の寝室と同一階にない場合には、その食事室及び階段から食事室に至る廊下等も、段差解消の対象となる。

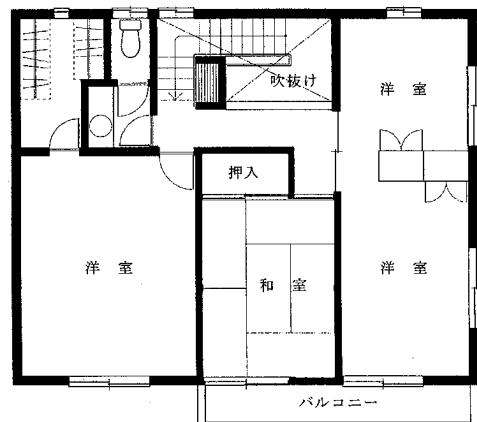
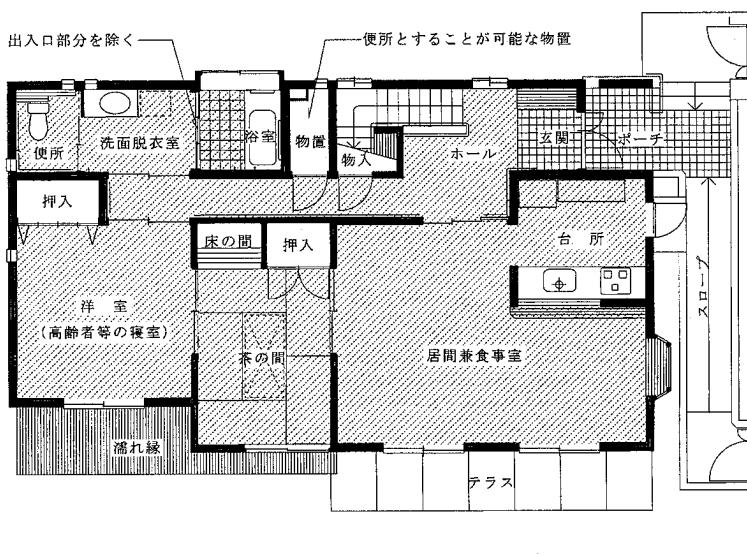
#### 用語

**居室** 居間、台所、食事室及びその他の寝室等をいう。

参考図3.3.1-1 段差のない構造

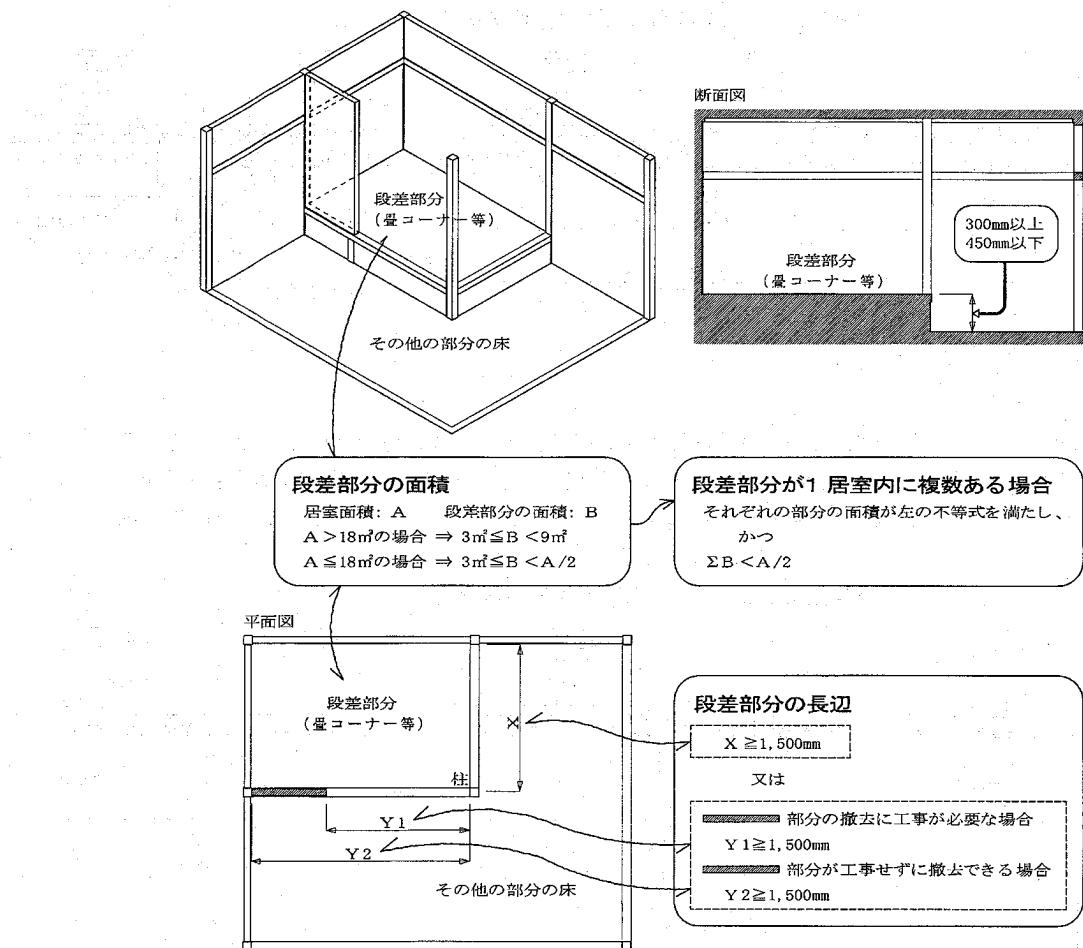


参考図3.3.1-2 最低限段差解消をする箇所



段差解消する箇所

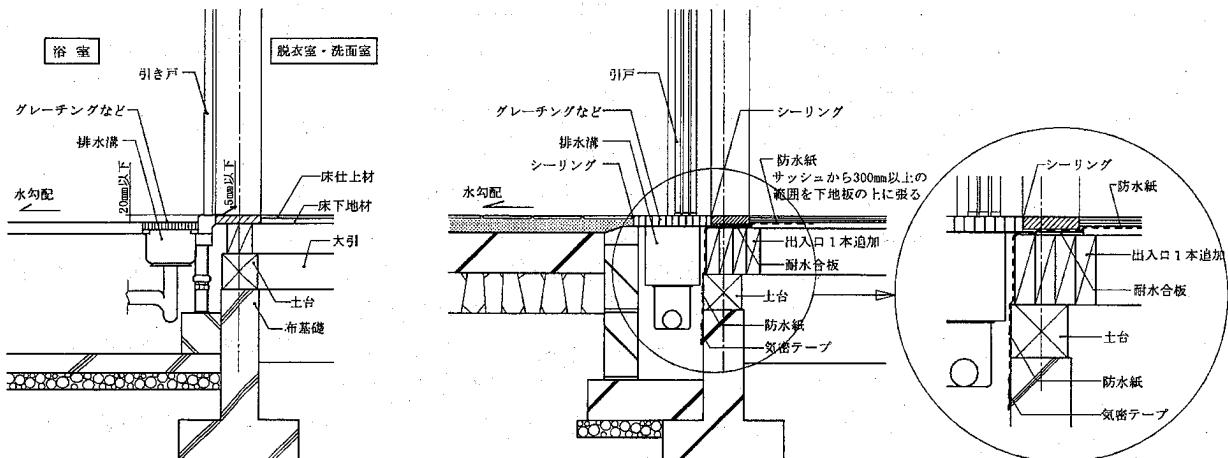
**300mm以上450mm以下の段差を設けることができる場合** 本項3.3.1の2にある全ての条件（位置、面積、長辺等）に合致する畳コーナー等については、車いすからの移動が容易である300~450mmの段差を設けることができることとしている。



参考図3.3.1-3 沐室出入口段差を20mm以下とする施工例

(ユニットバスの場合)

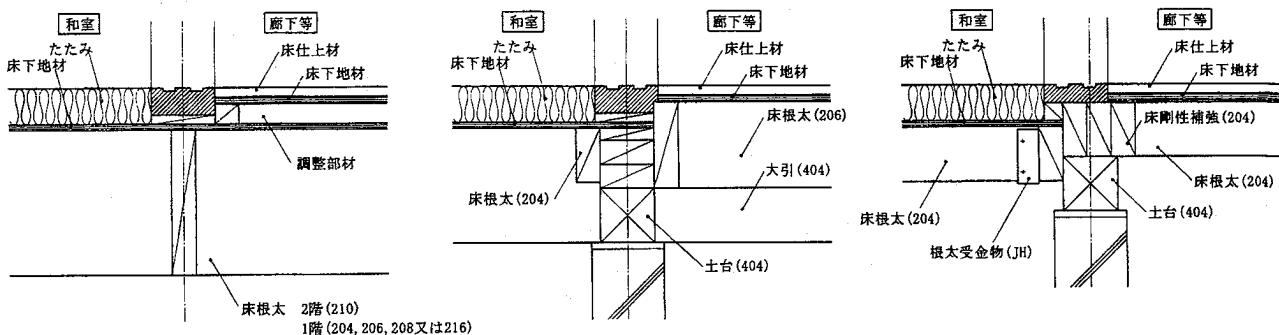
(在来浴室の場合)



#### 床枠組による和室・廊下の段差解消

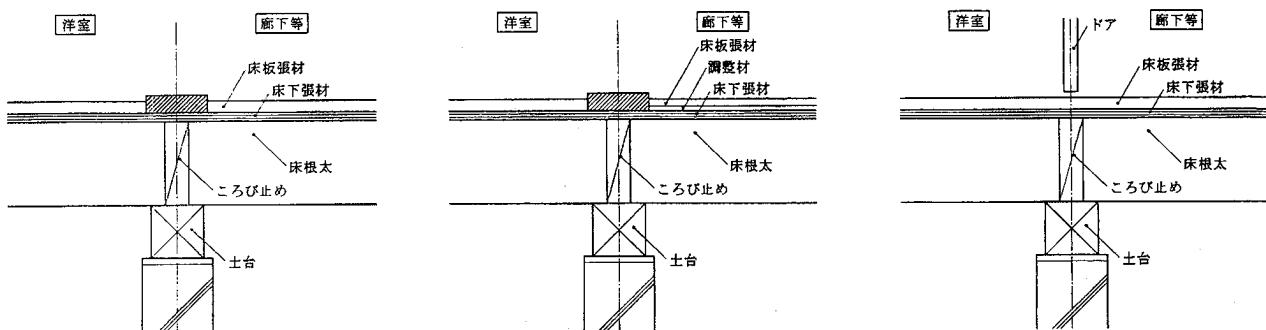
- 出入口部分の段差を解消する場合、すり付け板を設けるのではなく、それぞれの床面をフラットに仕上げ、段差そのものを解消しなければならない。
- 床根太を用いて段差を解消する場合、住宅の耐震性に考慮し、水平構面の剛性が確保されるように、床根太と端根太及び側根太との部材間の補強釘打ちには十分に留意することが重要である。
- 大引き・束を用いた床組とする場合、床根太を204とすることができる。

参考図3.3.2 床枠組による段差解消の例



**洋室・廊下の段差解消** 開き戸等の出入口枠の段差を解消する場合、すり付け板等を設けるのではなく、それぞれの床面をフラットに仕上げ、段差そのものを解消しなければならない。従って、床板張り材の厚さが異なる場合は、調整材などを設ける。また、床板張り材の方向が異なる場合は、見切り用の下枠を設けるなどの工夫を行う。

参考図3.3.3 洋室・廊下の段差解消の例



### 3.4 住戸内階段

#### 3.4.1 住戸内階段の勾配

住戸内階段の踏面と蹴上げの寸法は、次のイ、ロ及びハ（ただし、階段の曲がり部分については、その形状が、次の（イ）、（ロ）又は（ハ）に該当する場合の当該寸法についてはこの限りではない。）による。ただし、ホームエレベーターを設置する場合にあっては、この限りではない。

イ. 階段の勾配（R/T）を、22/21以下とする。

ロ. 踏面（T）を195mm以上とする。

ハ. 踏面（T）と蹴上げ（R）の関係を  $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$  とする。

<寸法规定（イ、ロ、ハ）が緩和される曲がり部分>

（イ）90° 曲がり部分が下階床から上り3段以内となる場合で、その踏面の狭い方の

形状がすべて30° 以上となる回り階段の部分

（ロ）90° 曲がり部分が踊り場から上り3段以内となる場合で、その踏面の狭い方の  
形状がすべて30° 以上となる回り階段の部分

（ハ）180° 曲がり部分が4段となる場合で、その踏面の狭い方の形状が60°、30°、  
30° 及び60° の順となる回り階段の部分

#### 3.4.2 住戸内階段の構造

1. 住戸内階段の形状は、直階段又は折れ階段とし、中間には踊り場を設ける。
2. 住戸内階段の蹴込みは30mm以内とする。（ただし、ホームエレベーターを設置する場合を除く。）

#### 留意事項

**階段の踏面寸法・蹴上げ寸法** 階段昇降は、加齢に伴う身体的弱化の影響を最も顕著に受ける行為である。また、階段は転倒などの事故が起こった場合には、大けがになりやすい場所であるため、適切な形状・寸法とする。

階段の踏面寸法及び蹴上げ寸法については、表3.4.1を参照のこと。なお、同表の寸法に合致しない場合は、仕

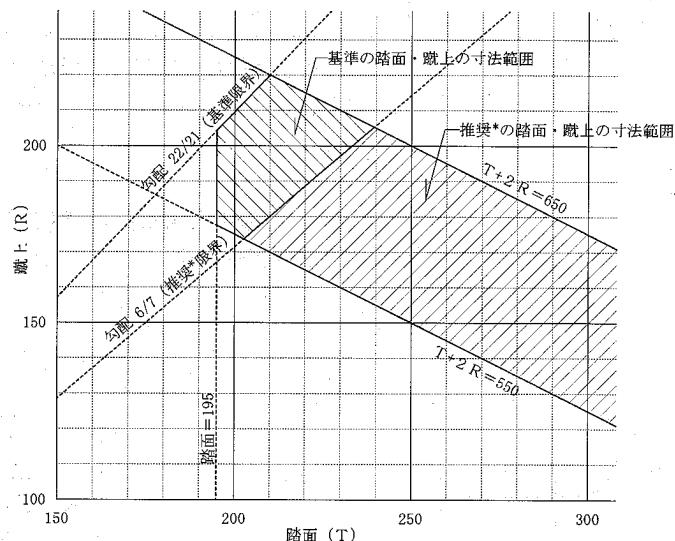
様書本文に基づく計算によりチェックする必要がある。

階段の曲がり部分の踏面寸法は、踏板の狭い側の幅木側面からそれぞれ30cmの点を結ぶ距離とする。

なお、上記仕様書本文（イ）から（ハ）に記された形状の曲がり部分を設ける場合、当該部分は勾配、踏面寸法及び蹴上げ寸法に係る基準によらないことができる。

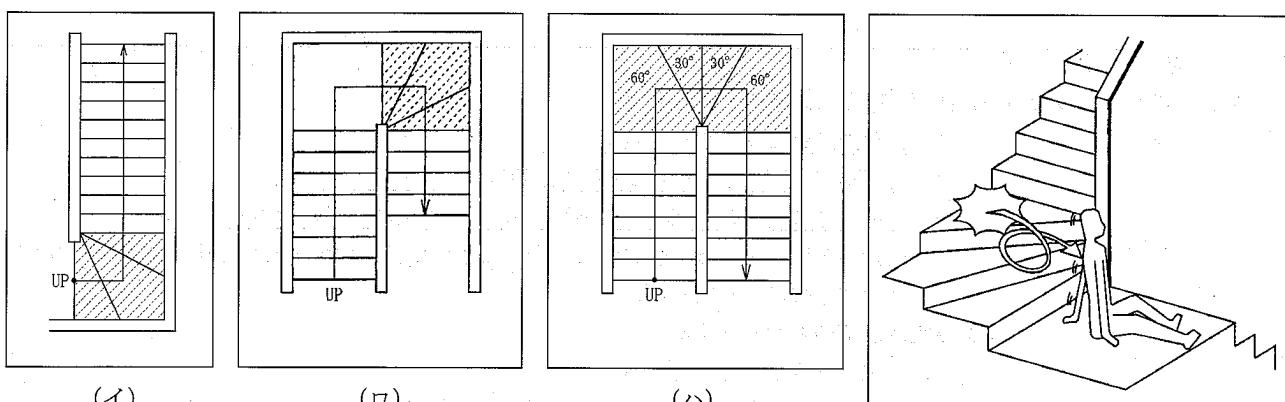
表3.4.1 階段の勾配基準等に基づく踏面寸法及び蹴上げ寸法早見表・グラフ

	蹴上げ寸法	
	基準寸法 (勾配:22/21以下)	推奨寸法* (勾配:6/7以下)
踏 面 寸 法	195mm	178~204mm
	200mm	175~209mm
	205mm	173~214mm
	210mm	170~220mm
	215mm	168~217mm
	220mm	165~215mm
	225mm	163~212mm
	230mm	160~210mm
	235mm	158~207mm
	240mm	155~205mm
	245mm	153~202mm
	250mm	150~200mm
	255mm	148~197mm
	260mm	145~195mm
	265mm	143~192mm
	270mm	140~190mm
	275mm	138~187mm
	280mm	135~185mm
	285mm	133~182mm
	290mm	130~180mm
	295mm	128~177mm
	300mm	125~175mm
以 下 省 略		



\*推奨寸法は性能評価基準の等級4及び等級5に相当する。

参考図3.4.1 階段に係る寸法規定が緩和される場合の曲がり部分



上図の階段曲がり部分については、万一その曲がり部分で転倒した場合にも直下に床や踊り場があること等、一定に階段の安全性が確保されているため、勾配等の基準が緩和されている。

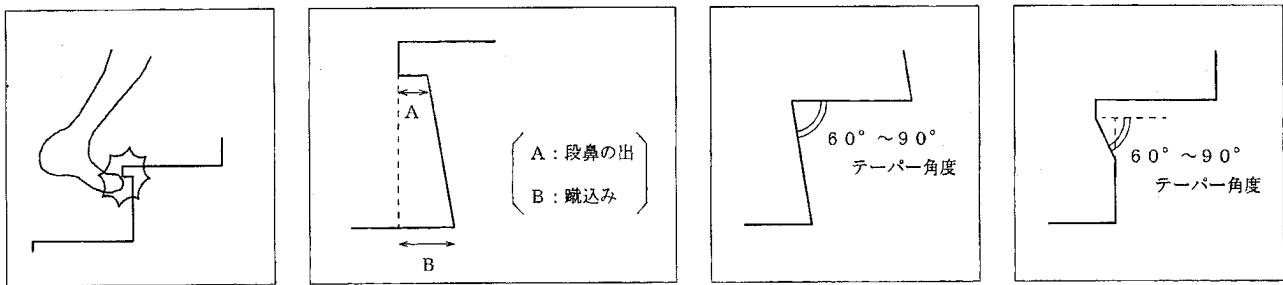
(イ) 90° 曲がり部分が下階床から上り3段以内となる場合で、その踏面の狭い方の形状がすべて30°以上となる回り階段の部分

(ロ) 90° 曲がり部分が踊り場から上り3段以内となる場合で、その踏面の狭い方の形状がすべて30°以上となる回り階段の部分

(ハ) 180° 曲がり部分が4段となる場合で、その踏面の狭い方の形状が60°、30°、及び60°の順となる回り階段の部分

回り部分は踏板の形状も変わり、足を踏み外しやすい危険な場所。踊り場があると万一の際、大けがの危険が少なくなる。

参考図3.4.2-1 蹴込み部分の留意点



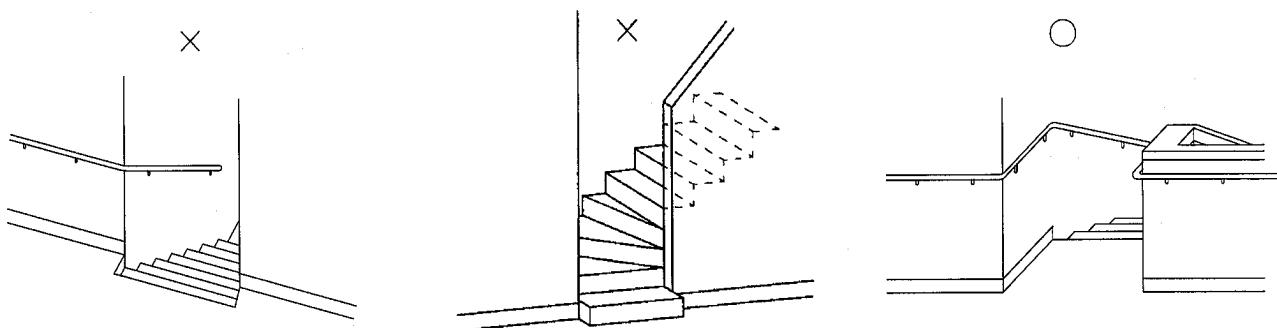
足先の引っ掛けに配慮し、蹴込み寸法は30mm以内とする。

また、段鼻を出さずテーパー（ $60^{\circ} \sim 90^{\circ}$ ）を設けた蹴込み板を設けることが望ましい。

参考図3.4.2-2 廊下等への突出の防止

危険な階段の例

良い階段の例



階段の一番上のステップが廊下にくい込むと危険である。階段の一番下のステップが突出していると、つまずき、転倒の原因になる。

2段の階段ホールにアルコープを設ける。見通しのよい廊下にしておく工夫も良い。手すりは廊下の手すりと連続させる。

### 3.5 手すり

#### 3.5.1 手すりの設置箇所

1. 住戸内階段は以下のとおりとする。
  - イ. 住戸内階段には手すりを設置する。
  - ロ. 勾配が $45^{\circ}$ を超える場合にあっては両側に手すりを設置する。
  - ハ. 設置高さは踏面の先端からの高さ700mmから900mmの位置とする。
- 二. 階段の手すりを片側に設置する場合の設置箇所は、原則として下階に向かって利用者の利き腕側に設置する。
2. 浴室は以下のとおりとする。
  - イ. 浴室には手すりを設置する。
  - ロ. 浴室の手すりの設置は、用途に応じて次の設置箇所及び種類を標準とする。
    - (イ) 浴槽またぎ越し時の姿勢安定のための縦手すりを浴槽縁の壁面に設置する。
    - (ロ) 浴槽内における立ち座り及び姿勢保持のためのL型手すり又は横手すりを浴槽の側部壁面に設置する。
    - (ハ) 浴室内外の移動時の歩行安定のための縦手すりを出入口部の壁面に設置する。
    - (ニ) 洗い場における立ち座り時の姿勢安定用は、縦手すりとし洗い場の壁面に設置する。
    - (ホ) 浴室内移動時の歩行安定用は横手すりとし、出入口から洗い場までの壁面に

設置する。

3. 便所には立ち座りのための手すりを設置する。
4. 玄関には上がりかまち部の昇降及び着脱のための手すりを設置するか、又は設置準備をする。
5. 脱衣室には衣服の着脱のための手すりを設置するか、又は設置準備をする。
6. バルコニー、屋上には転落防止のために手すりを次のいずれかにより設置する。
  - イ. 腰壁の高さが650mm以上1,100mm未満の場合、床面から1,100mm以上の高さに達するように設置する。
  - ロ. 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合、腰壁から800mm以上の高さに達するように設置する。
  - ハ. 腰壁の高さが300mm未満の場合、床面から1,100mm以上の高さに達するように設置する。
7. 2階以上の窓には転落防止のための手すりを次のいずれかにより設置する。
  - イ. 窓台の高さが650mm以上800mm未満の場合、床面から800mm（3階以上の窓は1,100mm）以上の高さに達するように設置する。
  - ロ. 窓台の高さが300mm以上650mm未満の場合、窓台から800mm以上の高さに達するように設置する。
  - ハ. 窓台の高さが300mm未満の場合、床面から1,100mm以上の高さに達するように設置する。
8. 廊下及び階段（高さ1m以下の階段を除く。）には、転落防止のための手すりを開放されている側に次のいずれかにより設置する。
  - イ. 腰壁の高さが650mm以上800mm未満の場合、床面（階段にあっては踏面の先端）から800mm以上の高さに達するように設置する。
  - ロ. 腰壁の高さが650mm未満の場合、腰壁から800mm以上の高さに達するように設置する。
9. 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁又は窓台（腰壁又は窓台の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下とする。

### 3.5.2 手すりの取付等

1. 手すりの形状は次による。
  - イ. 手すりの直径は28mm～40mmとし、断面形状は原則として円形とする。やむを得ず上部を平坦とする場合は、使用箇所を廊下及び階段に限る。
  - ロ. 手すりの端部は、原則として壁側または下側に曲げる。
2. 手すりの取付けは次による。
  - イ. 柱に直接取付けるか、又は補強した受け材等に取付ける。
  - ロ. 適切な支持間隔で取付ける。
  - ハ. 手すりと壁の空き寸法は、30mm～50mmを標準とする。
  - ニ. 持ち替えが生じる位置を除き、連続して手すりを使用するところでは、原則として手すりが途中で切れないように設置する。なお、持ち替えが生じる位置での手すり端部間距離は400mm以下とする。

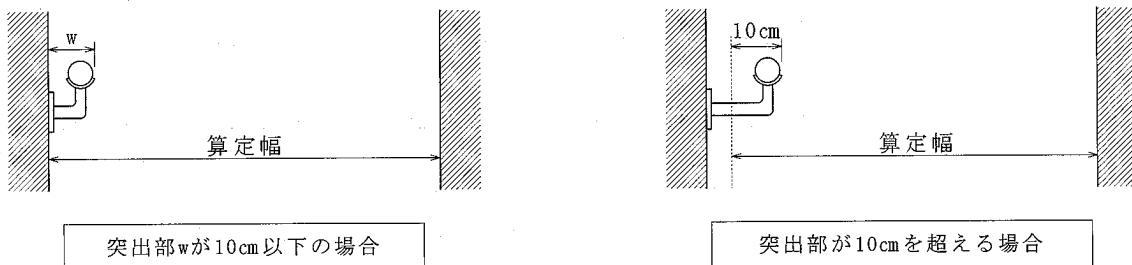
### 3.5.3 手すり取付下地

1. 手すりの設置または設置準備のための壁下地の補強方法は次のいずれかによる。
  - イ. 手すり受け材による方法は、断面寸法206以上の受け材を平づかいとしてたて枠等の壁枠組内に緊結する。
  - ロ. 構造用合板による方法は、厚さ12mm以上の構造用合板をたて枠等に緊結する。
2. 手すりの設置準備を行う場合の壁下地の補強範囲は次による。
  - イ. 縦手すり設置のための下地補強の場合は、長さ600mm以上の縦手すりの下端を、床面から750mm程度の位置に設置できる範囲とする。
  - ロ. 横手すり設置のための下地補強の場合は、床面から600mm～900mmの範囲で全面行うか、または横手すり上端を床面から750mmの位置に設置できる範囲を補強し、かつ補強箇所を壁面にピンなどで示す。

### 関係法令

**階段の有効幅員について** 高齢者等配慮対策等級3においては、階段の有効幅員の規定はないが、建築基準法では、75cm以上（直上階の居室の床面積が200m<sup>2</sup>を超える場合は120cm以上）と規定されている（建築基準法施行令第25条）ので、手すりの設置にあたっては注意が必要である。ただし、手すりの幅のうち、片側につき10cm（両側に手すりが設けられている場合はそれぞれ10cm）を限度として、手すりがないものとして幅を算定することができる。（建築基準法施行令第23条第3項）

参考図3.5-1 階段の有効幅員の算定方法

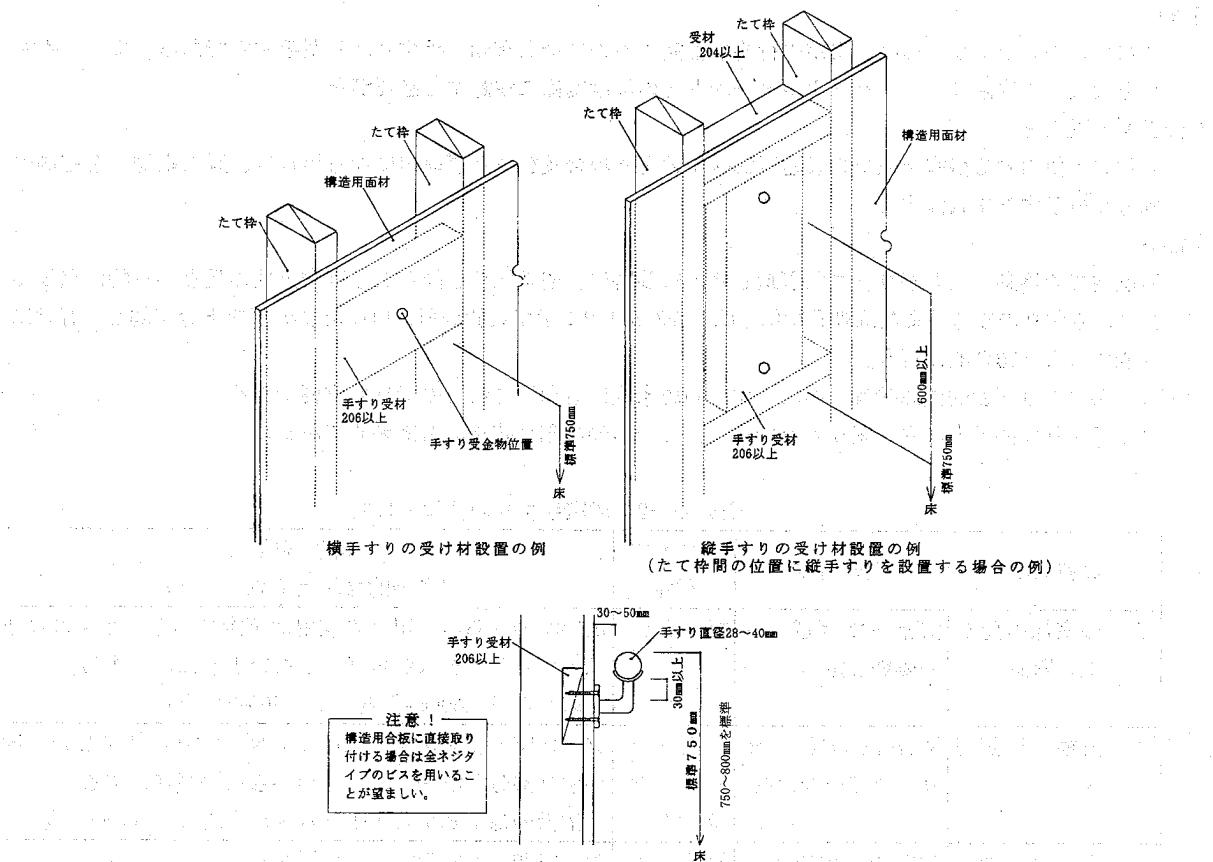


### 施工方法

**手すり取付下地補強** 手すりの設備準備のみを行う際には、下地補強箇所を図面に明示し、建物に施した下地補強箇所にはピンやマークなどで位置が分かるようにしておく。

また、壁の下地材料として、せっこうボードを使用する場合など壁表面が繰り返し荷重に対して弱い場合は、合板などを用いて手すり支持箇所を部分的に補強する。なお、せっこうボードの中で硬質せっこうボード（通常のせっこうボードと比較して密度が高く硬い種類のもの）を用いることにより、せっこうボード表面の破断を防止する方法もある。

参考図3.5-2 手すり受け材の設置例



参考図3.5-3 手すり端部の曲げ処理



### 留意事項

#### 手すり設置箇所別の留意事項

##### ①共通事項

- 手すりの選定にあたっては、直径28~40mmの範囲内で入居予定者に最も適した太さとする。
- 構造用合板のみを受け材として直接手すりを取り付ける場合で、ブラケットの座金が薄い場合にあっては、全ねじタイプの木ねじ（木ねじ全体にネジ切りがあるもの）を用いることが望ましい。
- 水平手すりの設置高さは750~800mmを標準とし、入居予定者に最も適した高さとする。
- 水平手すりの端部は、壁側又は下側に曲げることが望ましい（同様の効果がある手すり端部で固定するタイプのブラケットとしてもよい）。

##### ②玄関（上がりかまち部）

- 靴を着脱する位置に縦手すり等を設置する。なお、縦手すりの長さは上端が肩ごしにくる程度とする。

##### ③廊下

- 出入口建具等の部分を除き、原則として手すりは連続して設置する。

##### ④階段

- 手すりの設置高さは750~800mmを標準とする。
- 階段の片側のみに設置する場合は、原則として下階に向かって利用者の利き腕側とする。
- 原則として手すりは連続して設置する。

・転倒を防止するため、上階の手すり端部は最上段より水平に200mm以上のはすことが望ましい。

#### ⑤便所

・便器からの立上がり、移動、安定の行為を補完するのに最も有効な手すりはL型手すりである。また、手すりを設置する位置は、ペーパーホルダーなどとの位置関係に注意する必要がある。

#### ⑥洗面所・脱衣室

・高齢者が使用する浴室出入口の段差が20mmを超える場合及びまたぎ段差になる場合は、脱衣室側と浴室側の両方に縦手すりを設置する。

#### ⑦浴室

・浴室内での移動、立ち座り、またぎ越し等の行為時に、姿勢保持を図ることは安全性の観点から特に重要であり、手すりの設置（または設置準備）は、表3.5.1-2に示す設置箇所、用途及び種類を十分理解し、有効に機能するよう総合的に行う。

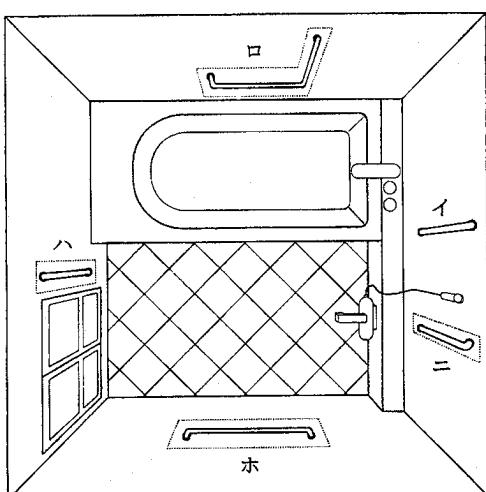
・イの手すりは一般的に高齢者のみならず、同居家族にも利用されるので最も重要である。

・ロの手すりは浴槽内の立ち座りのみでなく、万一の際の溺れ防止にも効果的である。

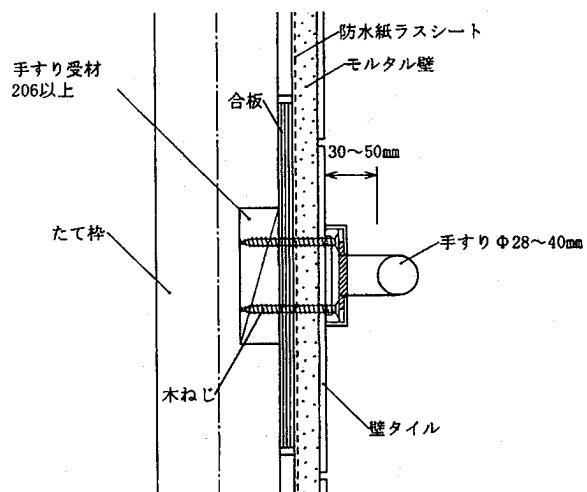
表3.5.1-2 浴室手すりの種類と目的

設置箇所	主要用途	手すりの種類	留意事項 (標準的な設置位置・寸法)
イ. 浴室縁の延長 上の壁面	浴槽またぎ越し時 の姿勢安定	縦手すり	洗い場の立ち座り用との兼用は可能である。兼用の場合は手すり下端を床から高くしないように注意する。 (床から下端600mm程度、長さ800mm以上)
ロ. 浴槽の側部壁 面	浴槽内の立ち座 り、及び姿勢保持	L型手す り又は横 手すり	立った時の姿勢保持のためにL型手すりが望ましい。横手すり部分が浴槽ふたにぶつからない高さにする。 (浴槽の縁上部から手すり水平部上端まで100mm程度)
ハ. 出入口の把手 側の壁面	浴室出入の際の姿 勢保持	縦手すり	脱衣室側にも縦手すりを設置する。 出入口段差が無い場合でも、姿勢保持に有効である。 (床から下端750mm程度、長さ600mm以上)
ニ. 洗い場の壁面	洗い場の立ち座り	縦手すり	この手すりは立ち座り専用のため、イ. の手すりがある場合でも設置することが望ましい。 (床から下端600mm程度、長さ800mm以上)
ホ. 出入口から洗 い場までの壁 面	浴室内での移動時 の歩行安定	縦手すり	利用者に最も適した高さとする。 タオル掛けの代わりにこの手すりの設置を奨める。 (標準は、床から750mm程度)

参考図3.5-4 浴室手すりの標準的な設置例



参考図3.5-5 浴室手すりの設置方法



浴室の受け材設置の例

### 3.6 廊下及び出入口の幅員

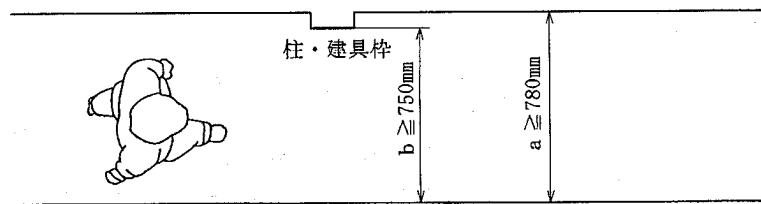
- 3.6.1 廊下及び出入口 1. 日常生活空間内の有効な幅員は、780mm（柱の出ている部分にあっては750mm）以上とする。  
2. 出入口の幅員については次による。  
イ. 日常生活空間内（浴室を除く）の出入口の幅員は次のいずれかに該当するものとする。  
 (イ) 出入口の有効幅員を750mm以上とする。  
 (ロ) やむを得ず将来の改造（構造耐力上主要な部分である柱又は壁の撤去若しくは改造を要しないものに限る。）により出入口の幅を確保する場合は、開口部枠を取り外した開口の内法（ラフ開口幅）を750mm以上とする。  
ロ. 浴室の出入口の幅員は、次のいずれかに該当するものとする。  
 (イ) 出入口の有効幅員を600mm以上とする。  
 (ロ) 出入口の開口部枠の内法幅を600mm以上とする。
- 3.6.2 内壁下地 910mmモジュールによる大壁造の廊下において、廊下の有効幅員を780mm以上確保するための廊下両側の内壁の下地は次のいずれかによる。  
 イ. 脊縁を用いた内壁下地は、柱と脊縁の面が同一になるように間柱を欠き込み、柱に取付けた受け材と間柱に脊縁を釘打ちし下地板等を張る。  
 ロ. その他の内壁下地は、柱等の軸組に構造用合板等の面材を直接軸組に張り付ける。

#### 留意事項

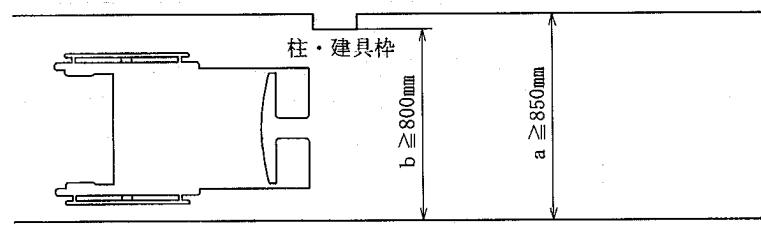
**廊下の幅員の確保** 「廊下の幅員」とは、実際に通行できる有効幅員を指し、幅の計測にあたっては幅木、まわり縁、コーナー保護材、建具枠、手すり及びビニルクロス、壁紙その他これらに類する仕上材についてはないものとして算出することができる。  
廊下の幅は加齢に伴い一定に身体機能が衰えたときに、手すりの設置や歩行補助具、介助用車いす（介助者が後ろから操作する室内用の小型の車いす。）の使用等が円滑に行えるようあらかじめ最低限必要な幅を確保しておくことが必要である。  
当該廊下が2以上ある場合は、高齢者等が主として使用するものについて廊下幅に係る基準の対象とができる。なお、食事室、洗面所又は脱衣室が高齢者等の寝室と同一階にない場合、これらがある階の当該箇所に至る廊下の幅員も780mm以上（柱の出ている部分について750mm以上）を確保する必要がある。  
廊下幅の780mmについては開口幅の750mmと併せて確保することにより、介助用車いすによる住宅内の移動を可能にする最低限必要な寸法が確保される。必要な廊下幅を確保するためには、部分的にモジュールの変更を行うなどによりこれらの幅員を確保することが必要な場合がある。  
なお、自走用車いすを使用する場合の廊下の有効幅員は、新築時に850mm以上（部分的に柱等が出ている箇所は800mm以上）しておけば、この廊下を直進もしくは直角に曲がることができる。また、廊下に面している開口部を自走用車いすが通過するには有効幅員がこれ以上を必要とすることになる。ただし、これらの有効幅員は、車いすの寸法や車いす使用者の操作能力によっても異なることから、実際に車いすを操作してもらい、必要寸法を実測することが望ましい。

参考図3.6-1 廊下の有効幅員

(a) 最低限必要な廊下幅員



(b) 自走用車いす使用に必要な直線部の廊下幅員



#### 留意事項

##### 出入口の有効幅員の確保

「出入口の有効幅員」とは原則として建具を開放した状態での有効開口幅を指す。ただし、

有効幅員の計測を簡便なものとするため、開き戸の場合には戸板の幅から建具の厚みを減じた寸法、折れ戸の場合には建具の幅から折りしろを減じた寸法を有効幅員とすることができる。

出入口幅は、やむを得ず将来の改造（構造耐力上主要な部分である柱又は壁の撤去若しくは改造を要しないものに限る。）により出入口の幅を確保する場合は、開口部枠を取り外した開口の内法（ラフ開口幅）で750mm以上確保できれば良いこととしている。ただし、この場合には、将来の改造後における出入口としての機能（750mm以上の有効幅員、寒気の遮断、視線の遮断、明かり漏れの防止等）を想定しておく必要がある。

なお、可能な限り部分的なモジュールの変更等、プランニング上の工夫により必要な出入口の有効幅を確保することが望ましい。

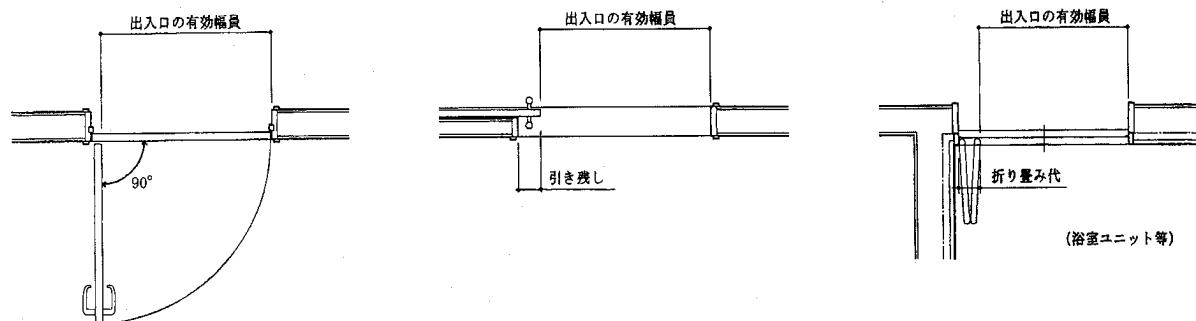
浴室出入口にあってはシャワーキャリー等を用いた介助入浴に支障のない幅を確保することが必要である。なお、浴室が複数ある場合は、主として高齢者等の用に供する浴室の出入口の幅員が対象となる。

参考図3.6-2 出入口の有効幅員の計測方法

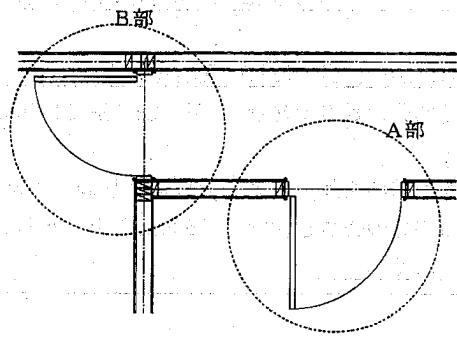
開き戸

引き戸

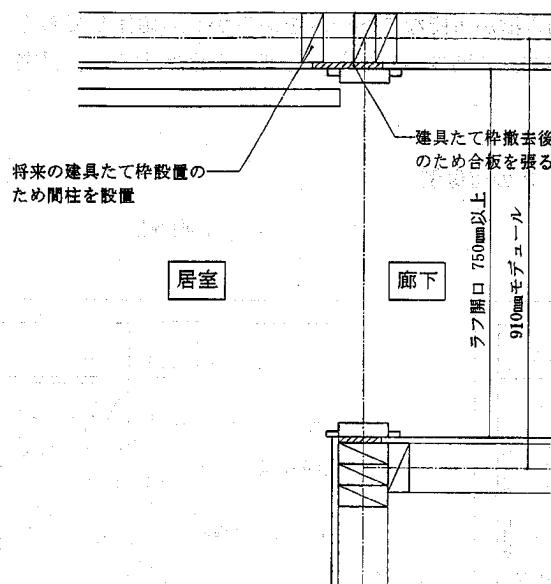
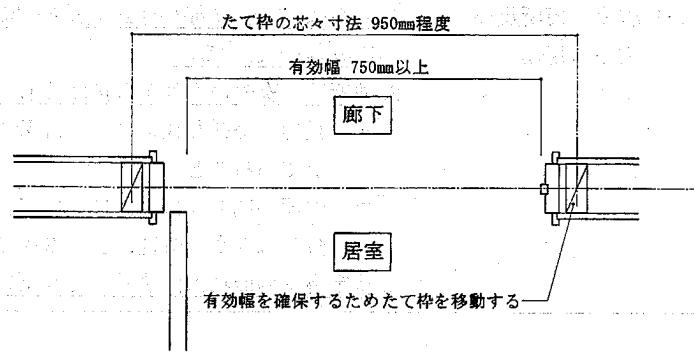
折れ戸



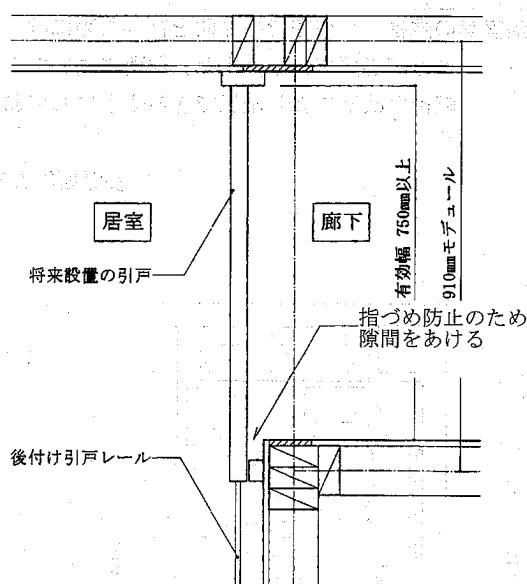
参考図3.6-3 構造上重要なたて枠以外のたて枠を調整して開口幅を確保する場合の例



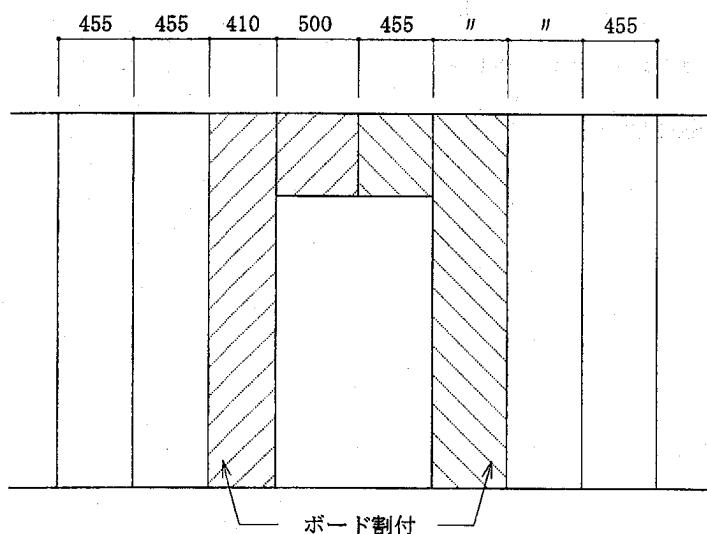
A部：たて枠の移動で有効幅を確保する例



B部：やむを得ずラフ開口幅で将来対応をする例



B部：将来対応で引戸を設置する例



- ・開口部たて枠の一方を若干ずらし面材をL字型に張る。

<枠組壁工法のたて枠位置調整と面材割付の例>

### 3.7 寝室、便所及び浴室

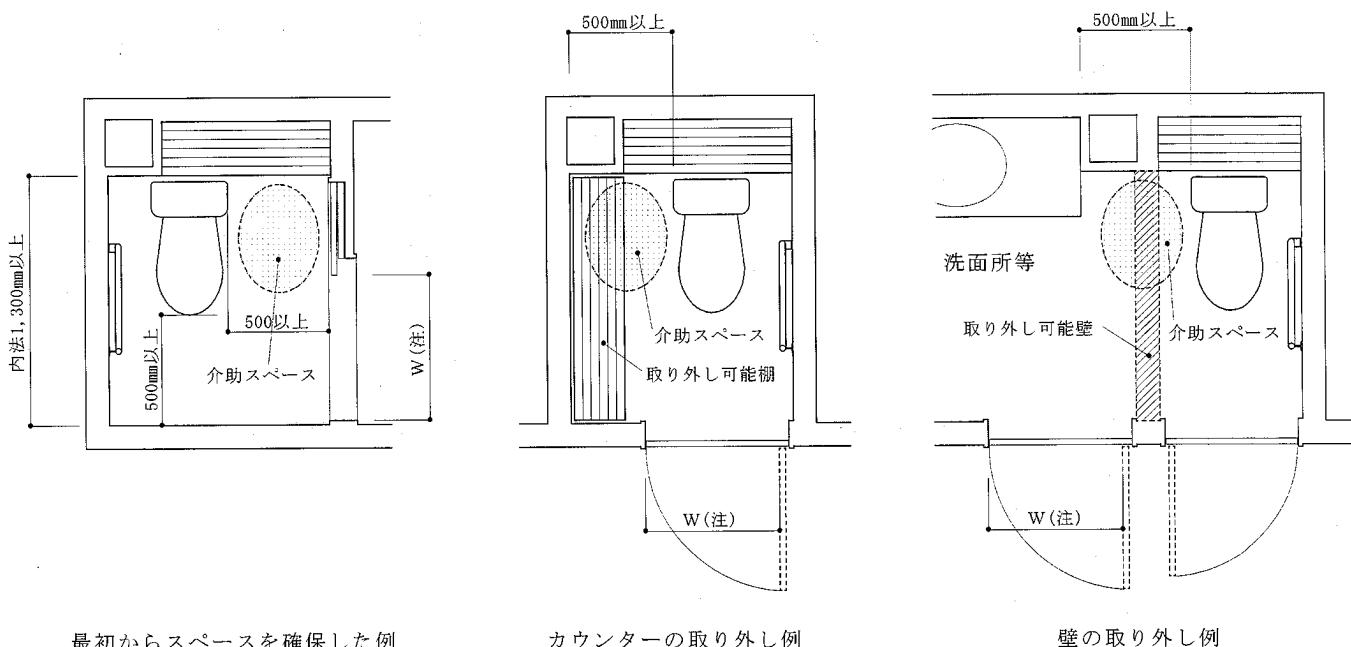
#### 3.7.1 寝室、便所及び浴室の規模

1. 浴室は、短辺方向の内法寸法を1,300mm以上、かつ有効面積（内法寸法による面積）を2.0m<sup>2</sup>以上とする。
2. 便所は、次のいずれかに掲げるものとし、かつ、当該便所の便器を腰掛け式とする。
  - イ. 長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,300mm以上であること。
  - ロ. 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が500mm以上であること。
3. 特定寝室の面積は内法寸法で9m<sup>2</sup>以上であること。

#### 留意事項

**浴室等の規模** 在宅での介助を行うためには、浴室についても介助入浴が可能なスペースをあらかじめ確保しておくことが必要である。また、便所についても、できる限り便器側方に介助スペースとなる部分を確保するか、将来軽微な改造により確保できるようにしておく。

参考図3.7.1 便所の介助スペースの確保例



最初からスペースを確保した例

カウンターの取り外し例

壁の取り外し例

(注) 出入口のW寸法は、居室の出入口と同様、750mm以上とする。

### 3.8 その他の配慮

- 3.8.1 温熱環境 居室、便所、洗面所・脱衣室及び居間・食事室には、暖房設備を設置する。ただし、設置しない場合は設置できるように専用コンセントを設ける。
- 3.8.2 設備
1. キッチンシステム及び洗面器の水栓金具は、レバー式とする。
  2. 浴室の水栓金具はレバー付ダイヤル式とし、熱源器が出湯温度抑制型でない場合は湯温調節式とする。
  3. 室内灯のスイッチは床面より900mmから1,200mmの間の高さとし、特記による。特記がない場合は1,100mmとする。
  4. 各室のコンセント（洗面化粧台等の設備機器用のものを除く。）のうち、抜き差しを繰り返して使用する箇所のものは床面より400mmの高さとする。
  5. 階段の照明は、上下に複数設置し三路スイッチとする。
  6. ガス調理器具は立消え安全装置付きとする。
  7. 台所には、ガス漏れ検知器又はこれに代わる器具を設置する。
  8. 便所及び浴室には、通報装置を設置する。ただし、設置しない場合は設置できるように器具取付下地及び配線用空配管をあらかじめ行う。
- 3.8.3 床・壁等の仕上げ
1. 居室及び廊下の床は、乾燥時において滑りにくい仕上げとし、特記による。
  2. 浴室、脱衣室、洗面所、便所及び台所の床は、水に濡れた状態において滑りにくい仕上げとし、特記による。
  3. 居室、廊下、脱衣室、洗面所及び便所の壁は、皮膚面に擦り傷が生じにくい仕上げとし、特記による。
- 3.8.4 屋外通路の高低差処理
- 玄関に通じる屋外通路の高低差処理は、傾斜路に本項3.4（住戸内階段）の階段を併設したものとする。

#### 留意事項

**その他の配慮事項** 長寿社会に対応した住宅設計を行うに当たり、本項3.2（部屋の配置）から本項3.7（寝室、便所及び浴室）の他、本項3.8（その他の配慮）に示す次の事項にも配慮しておくことが望ましい。

##### (1) 温熱環境

高齢期には体温調整が難しくなり、住宅内の急激な温度変化に対応しづらくなるため、部屋単位の暖房ではなく、部屋間の温度差が少ない全室暖房が望ましい。また、居室以外でも脱衣行為を伴う浴室、脱衣室、便所等は特に暖房に配慮する必要がある。

このため、高齢者等の寝室を含めた各居室、便所、洗面所・脱衣室及び居間・食事室には、暖房設備を設置するか又は将来設置時の漏電防止のためアース付き専用コンセントを設ける。

また、住宅内全体を均等な温熱環境に保つためには、住宅の断熱性能を高めることが望ましいが、特に気密性の高い住宅では、室内空気汚染の恐れのある開放型暖房器具の使用を避けるとともに、計画的な換気を行うことが併せて必要となる。

##### (2) 設備

- ・水栓金具は、シングルレバー式等操作しやすいものとする。ただし、浴室の水栓金具は不意の高温出湯を避けるため、レバーパーツが短い形状のものにする。
- ・スイッチの設置高さは、居住者の身長にあわせて決定することが望ましい。器具の種類はできるだけワイドスイッチや明かり付きスイッチ等を用いる。
- ・壁の下部に設けるコンセントのうち、日常的に抜き差しが多い箇所のものは、床面より400mm程度の高さに設置して使い易さに留意する。
- ・階段の照明は、足元が暗がりにならないように上下階に設置するなど複数設置とし、上下階でON/OFFができる三路スイッチを使用する。
- ・ガス調理器具を設計時に組み込む場合は、立消え安全装置付きとし、天ぶら油等による火災を防止する機能などが設けられたものとする。

##### (3) 床・壁等の仕上げ

各床仕上げ材については、同じ材料であっても乾燥時と湿潤時とでは表面の性状が異なるため、これを考慮した材料選定が重要である。湿潤時の防滑性にも考慮した表面性状としては、例えば「エンボス」や「粗

「面仕上げ」などがあるが、各空間ごとに次のような点に配慮をすることが必要である。

- 玄 関 : 水に濡れても滑りにくい床材とする。
  - 階 段 : 踏板に木製板等を用いる場合、できるだけノンスリップ材を踏板上面がほぼ平坦（ノンスリップ厚3mm以下かつ面取り）になるように取り付けたものが望ましいが、溝彫によるノンスリップ処理でも滑り止めの効果がある。
  - 洗面・脱衣室：耐水性があり、濡れても滑りにくく、水拭き等の掃除がしやすい床材とする。
  - 浴 室 : 水に濡れても滑りにくい粗面仕上げの床材とする。
  - 便 所 : 耐水性があり、濡れても滑りにくく、水拭き等の掃除がしやすい床材とする。
- なお、壁の仕上げ材は、特に手すりをつかむ際に擦りやすいので、粗面で硬質のものは避ける必要がある。

#### (4) 屋外通路の高低差処理

玄関に通じる屋外の通路に高低差がある場合は、階段の他にスロープを設けることが望ましい。スロープが設けられない場合は、なるべく緩やかな階段にするように心がける。スロープの勾配は、1/12以下の緩やかなものが望ましい。

表3.8.3 床仕上げ材の種類と一般的な特徴及び使用上の留意点

床仕上げ材	性 能	歩きや すい	滑らな い	歩行音 がない	汚れに くい	掃除が しやすい	特性と高齢者の利用に対しての注意事項
畳	○	◎	◎	×	△	・車いす（介助車いす）の使用は畳を傷めるので留意する。 ・仕上げ材が変わる見切り部分（敷居等）に段差を設けない。 ・敷居の汚れに注意する。	
木質系床材	縁甲板（塗装品）	○	△	▲	△	○	・表面の仕上げが滑りにくいものを選択する。 ・塗布するワックスにより滑りやすくなることがあるので、ワックスの選択に留意する。
	木質系フローリング	○	△	▲	△	○	・歩行感がよい。 ・汚れやすいので、張り替えを可能にする。（予備を確保しておくといい） ・表面処理塗装が多いと歩行感が低下し、滑りやすくなる。少ない汚れやすくなる。 ・直射日光による退色は改善されているものがある。（コルク系フローリングは張り替えがしにくい）
コルク系床材	コルクタイル	○	○	○	▲	○	・耐水性、耐久性に優れたものが多く、水廻りに用いられる。 ・濡れても滑りにくいものを選択し、素足で歩行する部屋に用いる場合は、歩行感にも留意する。
	コルク系フローリング	○	○	△	▲	○	・耐水性、耐久性に優れ、歩行感も良いため、台所、洗面所、便所等の水廻りに使用されることが多い。 ・濡れても滑りにくいものを選択する。 ・耐久性を考慮して、表面の透明ビニル層が薄いものは避ける。 ・表面に凹凸があるものには、汚れを落としにくいうものがあるので注意する。
プラスチック系タイル床材	ビニル系タイル	○	▲	○	◎	◎	・毛足の短いものを使用する。 ・防炎性、防汚性、耐摩耗性にも留意する。
	(発泡層無し) 長尺塩ビシート インレイドシート	○	△	○	◎	◎	・滑りにくさ、歩行感、耐摩耗性に優れている。 ・防炎性、防汚性にも留意する。 ・張り替えが可能なので、予備を確保する。
カーペット床材	長尺カーペット	◎	◎	◎	×	▲	・浴室の場合はモザイクタイルにして目地を細かくし、滑りに注意する。 ・施釉タイルは濡れた場合に特に滑りやすいので、なるべく避ける。
	タイルカーペット	◎	◎	◎	▲	△	・無釉タイルには、表面が粗面のものや、ノンスリップ加工をしたものがあるので、これらを選定する。 ・玄関等で使うと砂等が残りやすい。
磁器質・せっ器質タイル床材	施釉タイル	▲	×	▲	◎	◎	・泥が被さった状態で濡れると、滑りやすくなるので、土が被さりやすい場所での使用は注意する。
	無釉タイル	△	◎	▲	◎	◎	・比較的の粗面に仕上がる。 ・足を引きずる場合は、履き物の摩耗が激しい。 ・ノンスリップ処理の状態に仕上げるため、スロープ等によく用いられる。 ・摩擦係数が高く、つまずきやすいため、防滑性を特に必要とする場合以外は避ける。
モルタル塗り	モルタル金ごて仕上げ	△	△	▲	○	○	・泥が被さった状態で濡れると、滑りやすくなるので、土が被さりやすい場所での使用は注意する。
	モルタル木ごて仕上げ	△	◎	▲	▲	△	・足を引きずる場合は、履き物の摩耗が激しい。
	モルタル刷毛引き仕上げ	△	◎	▲	△	△	・ノンスリップ処理の状態に仕上げるため、スロープ等によく用いられる。 ・摩擦係数が高く、つまずきやすいため、防滑性を特に必要とする場合以外は避ける。

◎優れている ○やや優れている △ふつう ▲やや劣る ×劣る